

平成27年11月13日

未来を考える脱原発四電株主会 御中

四国電力株式会社

貴平成27年10月15日付質問状に係るご回答

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申しあげます。平素は格別のご厚情を賜り厚く御礼申しあげます。

題記質問状においてご質問いただいております内容につきまして、下記のとおり、ご回答いたします。

敬具

記

当社は、伊方発電所3号機につきまして、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」といいます。）」に基づき、平成25年7月に原子力規制委員会が定めた新規規制基準への適合性確認に係る申請を行い、原子炉設置変更許可申請については、本年7月、同委員会より許可をいただきました。また、工事計画認可申請については、原子炉設置変更許可申請の補正内容や、審査会合等の結果を反映して、新規規制基準適合のための設備の設計見直しを行い、本年7月、9月および10月に補正書を提出し、現在も、同委員会における審査が継続されております。

一方、地元の同意につきましては、当社は、伊方発電所の立地自治体である愛媛県および伊方町との間で、発電所周辺の安全確保および環境保全に関する安全協定を締結しておりますが、同協定に基づき、平成25年7月、新規規制基準の施行に伴う伊方発電所3号機の原子炉設置変更許可申請に係る事前協議の申し入れを行い、本年10月26日、同県および同町より、ご了解をいただきました。

当社といたしましては、この事前協議のご了解にあたり、愛媛県および伊方町からご要望を受けた点に十分留意することはもとより、今後とも、伊方発電所のさらなる安全性・信頼性の向上に向け不断の努力を重ね、一層の安全確保に万全を期してまいります。また、引き続き、地域の皆さまとの信頼関係の源である情報公開の徹底に努めるとともに、伊方発電所周辺20km圏内のご家庭に対する訪問対話活動を実施するなど、丁寧な理解活動・対話活動に全力を尽くしてまいります。

なお、原子力発電所から概ね30km圏内につきましては、国の定める防災基本計画において、「緊急防護措置を準備する区域」として防災対策を重点的に行うこととされております。当該区域に関し、原子炉等規制法および安全協定に特段の定めはありませんが、

当社といたしましては、これらの地域の皆さまに対しても、これまで同様、自治体や経済・産業団体、オピニオン層などに対する説明会・懇談会、施設見学会といった様々な機会を捉え、伊方発電所の安全対策等についてご説明させていただくことにより、なお一層のご理解を得られるよう努めてまいります。

以上

(本件に関するお問い合わせ先)

四国電力株式会社 総務部 株式・文書グループ